

## 解説 藤木史学 そのスケールと成り立ち

稲葉継陽

### 民衆像の虚と実

藤木久志氏(以下著者)の一七冊目の単著である本書の編集に、かつて同じ研究室で著者の教えを受けた清水克行氏(明治大学教授)とともに携わることになった。既刊の単著には収録されていない論稿の中から二〇編を選び、著者自身の研究発想法を率直に語った「比較史の魅力」を序として、全体を三部構成とした。

一般向けの小品から、やや学界向けの実証論文まで、収録論稿はバラエティに富むが、本書は、藤木史学のエッセンスが凝縮された一冊になった。

読者はまず、書名にもなった第一部の「戦国民衆像の虚実」における次の指摘に、衝撃を受けるに違いない。

日本人の共同幻想ともいうべき、「丸腰の民衆像」という刀狩りの通念は、あけすけに百姓の武装解除をうたった、秀吉の刀狩り令書、つまり一片の法令を、わけもなく政策の貫徹と読み替え、歴史の実像に目をつぶることで、成り立っていた。だが政策と現実の間には、意外な距

離があつた。

長期専制の徳川国家の基盤には、刀狩令によって抵抗の物理的手段を剝奪された百姓たちがいたという歴史認識の虚構性をあばき、武器を所有しながらもその使用を長く凍結した百姓の実像を呈示する著者。この刀狩り論は、まず一九八五年の『豊臣平和令と戦国社会』で発表されるや学界に衝撃を与え、二〇〇五年には、さらなる実証成果に基づく新書『刀狩り』が上梓され、著者の刀狩りの「虚実」論は一般読書界にも共有されることになった。著者によれば、明治の「廃刀令」でさえ武装解除令ではなかったことが明らかである。いまや、「武力を独占した秀吉は、民衆から一揆を起こす手段を剝奪し、そのおかげで、徳川の治世は二五〇年間以上も続きました」といった説明は成り立たなくなつたはずである。

しかし、高等学校で現在使用されている日本史教科書の「太閤検地と刀狩」の項には、いまだに次のように説明されている。

秀吉はまた、武器をもつ百姓が抵抗することを警戒し、一五八八(天正一六)年、刀狩令を出して百姓から武器をとりあげて耕作に専念させ、百姓の身分とは何かをはつきりさせた。(『高校日本史改訂版』山川出版社、二〇一七年文科省検定済)

この記述には、著者のいう「政策と現実の間の距離」への配慮はまったくみられない。刀狩令の発令は、すなわち百姓武装解除の実現だ、と教えるばかりか、百姓は豊臣政権によって「耕作に専念させ」られることで、身分として確定されたと明記している。ここには、『專業農民の成熟』を

問題とする、『農民の側からの目』による「兵農分離」論(本書七頁)や、武器の使用を長期凍結した百姓の自律性については、関心のかけらも見出すことはできない。

著者のいう「日本人の共同幻想」は、いまもこうして教育現場で生徒たちに刷り込まれ続けているのだから、根は深い。国による教科書検定制度を通じた教育内容の統御は、新しい学説を容易に認めない硬直性を特色とする。近代日本国家の正統性(由緒来歴の正しき)を重視する近代歴史学の価値観が、現在の教科書にも引き継がれているのであり、その根拠は第一に天皇制、第二に、専制支配と鎖国による抑圧・後進の江戸時代を「明治維新」が全否定し、アジアで唯一の「近代化」を成し遂げた点とする点に求められている。だから、否定される対象としての江戸時代の支配体制は、百姓を無抵抗・没主体の無力な人民に落とす権力として出発するものでなければ、「明治維新」との整合性がとれなくなる。これが日本史教科書の硬直した枠組みの正体ではないか。

こうした近代日本国家の自画像(イデオロギー)の枠組みは、それに合致しない事実を教育内容から排除しつつ、「日本人の共同幻想」を再生産させている。豊富な具象に基づく「歴史の実像」の著者による粘り強い発信は、こうしたスキームを揺さぶり続ける力としても、大きな意義をもつのである。

#### 戦場論の展開―長期平和の前提―

本書第一部の戦場論の展開への画期となった研究は、やはり『豊臣平和令と戦国社会』であった。